

地区計画の区域内における行為の届出書【正本】

平成 年 月 日

三 木 市 長 様

届出者 住所
氏名 印

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建築
- 建築物等の用途の変更
- 建築物又は工作物の形態若しくは意匠の変更
- 及びかき若しくは柵の構造の変更

について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 三木市 志染町
2. 行為の着手予定日 平成 年 月 日
3. 行為の完了予定日 平成 年 月 日
4. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		鍬止め擁壁の設置 有：無	法面勾配の変更 有：無	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建築) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要			届出部分
				届出以外の部分
				合 計
		①敷地面積		—
		②建築又は建設面積		m ²
		③延べ面積		m ²
		④高さ (最高高さ)		地盤面から m
		⑤用 途		
		⑥外壁等の後退距離		道路 A との境界線からの最小値： m
				その他の道路との境界線からの最小値： m
				隣地境界線からの最小値： m
⑦色彩 (マンセル色票値)		屋根：()		
		外壁：()		
		アクセントカラー有：無		
⑧屋外広告物等	壁面利用	数量： 箇所	面積合計： m ²	
	建 植	数量： 箇所	面積合計： m ² 最高高さ： m	
⑨緑地		緑化内容：	緑地率： %	
⑩垣又は柵の構造		構造：	高さ： m	
⑪自動車出入口		数量： 箇所	最大幅員： m	
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
	m ²			
(4) 建築物又は工作物の形態若しくは意匠の変更及びかき若しくは柵の構造の変更		(変更内容)		

備考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2. 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 届出建築物が2以上の場合には、合計を記載し、建築物ごとの概要（建築面積、延べ面積、色彩等）を記載したものを添付してください。
4. 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分毎に記載してください。
5. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項を記載してください。
6. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは一の届出書によることができます。
7. この届出書には下記の関係図書を添付してください。

		図 面	縮 尺	明示すべき事項等
各行為共通必要図書		付近見取図	1/2500 以上	方位、道路及び目標となる地物
行 為 別 必 要 図 書	(1) 土地の区画形質の変更	区域図	1/500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域及び周辺の公共施設
		内容のわかる図面	1/100 以上	平面図、横断面図、切盛図、構造図等
	(2) 建築物の建築、工作物の建設	配置図	1/500 以上	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、法面の位置、土地の高低等
		各階平面図	1/200 以上	建築物である場合に限る。縮尺、方位、間取り、各室の用途等
		2面以上の立面図	1/200 以上	縮尺、主要部材の材料の種別、仕上げ方法及び色彩等、壁面及び屋上の設備（配管等を含む）の位置
		外構平面図（※）	1/200 以上	垣、柵の位置及び構造、生け垣の位置、緑化の内容、サインの位置等
		横断面図	1/200 以上	主要な2方向で1箇所以上
		見本		屋根及び壁面の色彩見本 垣・柵の製品のカタログ
		各サイン構造図	1/100 以上	
		求積図・求積表	1/500 以上	敷地面積、建築面積、延べ面積、緑地面積、サイン面積
	(3) 建築物、工作物の用途の変更	配置図	1/500 以上	
		2面以上の立面図	1/200 以上	
		各階平面図	1/200 以上	建築物である場合に限る
		求積図	1/500 以上	変更部分の延べ面積
(4) 建築物又は工作物の形態若しくは意匠の変更及びかき若しくは柵の構造の変更	配置図	1/500 以上		
	2面以上の立面図	1/200 以上	変更内容がわかるもの	
	変更に関連する図面一式			

※ 外構平面図1枚にそれぞれを明示することによりわかりづらくなる場合は、目的別に図面を分けても結構です。

- ・変更の届出においては、変更に関連する図面一式が必要です。
- ・上記図書のほか、必要に応じて参考となる資料・図面が必要です。
- ・縮尺欄の「以上」とは、それぞれ記載の縮尺より詳しいものとする。
- ・届出を代理人（設計者等）が行う場合には、「委任状」が必要です。

8. 提出部数は正本・副本各一部です。

連絡先（本届出書に関する照会先）

住 所	電話番号：
氏 名	（担当者名）
[連絡先が設計事務所等の場合は、会社名及び担当者名を記入]	

地区計画の区域内における行為の変更届出書【正本】

平成 年 月 日

三木市長様

届出者 住所
氏名

印

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初（前変更）の届出年月日 平成 年 月 日
- 2 当初（前変更）の通知番号 ひょうご情報公園都市第1工区地区計画第 号の1
- 3 変更行為の場所 三木市志染町
- 4 変更行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 5 変更行為の完了予定日 平成 年 月 日
- 6 変更の内容

当初
内容変更
内容変更
理由

備考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2. 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 届出建築物が2以上の場合、合計を記載し、建築物ごとの概要（建築面積、延べ面積、色彩等）を記載したものを添付してください。
4. 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分毎に記載してください。
5. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項を記載してください。
6. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは一の届出書によることができます。
7. この届出書には下記の関係図書を添付してください。

		図 面	縮 尺	明示すべき事項等
各行為共通必要図書		付近見取図	1/2500 以上	方位、道路及び目標となる地物
行 為 別 必 要 図 書	(1) 土地の区画形質の変更	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設
		設計図	1/50 以上	変更内容がわかる平面図、横断図、構造図
	(2) 建築物の建築、工作物の建設	配置図	1/500 以上	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、法面の位置、土地の高低等
		2面以上の立面図	1/200 以上	縮尺、主要部材の材料の種別、仕上げ方法及び色彩等、壁面及び屋上の設備（配管等を含む）の位置
		各階平面図	1/200 以上	建築物である場合に限る。縮尺、方位、間取り、各室の用途等
		外構平面図（※）	1/200 以上	垣、柵の位置及び構造、生け垣の位置、緑化の内容、サインの位置等
		主要部2面以上の断面図	1/200 以上	
		各サイン構造図	1/100 以上	
		求積図	1/500 以上	敷地面積、建築面積、延べ面積、緑地面積、サイン面積
	(3) 建築物、工作物の用途の変更	配置図	1/500 以上	
		2面以上の立面図	1/200 以上	
		各階平面図	1/200 以上	建築物である場合に限る
		求積図	1/500 以上	変更部分の延べ面積
	(4) 建築物又は工作物の形態若しくは意匠の変更及びかき若しくは柵の構造の変更	配置図	1/500 以上	
2面以上の立面図		1/200 以上		
変更に関連する図面一式				

※ 外構平面図1枚にそれぞれを明示することによりわかりづらくなる場合は、目的別に図面を分けても結構です。

- ・変更の届出においては、変更に関連する図面一式が必要です。
- ・上記図書のほか、必要に応じて参考となる資料・図面が必要です。
- ・縮尺欄の「以上」とは、それぞれ記載の縮尺より詳しいものとする。
- ・届出を代理人（設計者等）が行う場合には、「委任状」が必要です。

8. 提出部数は正本・副本各一部です。

連絡先（本届出書に関する照会先）

住 所	電話番号：
氏 名	（担当者名）
[連絡先が設計事務所等の場合は、会社名及び担当者名を記入]	

地区計画の区域内における行為の届出書【副本】

平成 年 月 日

三木市長様

届出者 住所
氏名 印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建築
- 建築物等の用途の変更
- 建築物又は工作物の形態若しくは意匠の変更
- 及びかき若しくは柵の構造の変更

について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 三木市 志染町
2. 行為の着手予定日 平成 年 月 日
3. 行為の完了予定日 平成 年 月 日
4. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		鍍止め擁壁の設置 有：無		法面勾配の変更 有：無			
(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建築) (新築・改築・増築・移転)							
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(ロ) 設計の概要			届出部分	届出以外の部分	合計	
		①敷地面積		—	—	m ²	
		②建築又は建設面積		m ²	m ²	m ²	
		③延べ面積		m ²	m ²	m ²	
		④高さ(最高高さ)		地盤面から m			
		⑤用途					
		⑥外壁等の後退距離		道路Aとの境界線からの最小値： m			
				その他の道路との境界線からの最小値： m			
				隣地境界線からの最小値： m			
		⑦色彩(マンセル色票値)		屋根：()			アクセントカラー有：無
				外壁：()			
⑧屋外広告物等	壁面利用	数量：	箇所	面積合計：	m ²		
	建植	数量：	箇所	面積合計：	m ² 最高高さ： m		
⑨緑地		緑化内容：		緑地率： %			
⑩垣又は柵の構造		構造：		高さ： m			
⑪自動車出入口		数量：	箇所	最大幅員： m			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途		
	m ²						
(4) 建築物又は工作物の形態若しくは意匠の変更及びかき若しくは柵の構造の変更		(変更内容)					

備考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2. 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 届出建築物が2以上の場合、合計を記載し、建築物ごとの概要（建築面積、延べ面積、色彩等）を記載したものを添付してください。
4. 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分毎に記載してください。
5. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項を記載してください。
6. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは一の届出書によることができます。
7. この届出書には下記の関係図書を添付してください。

		図 面	縮 尺	明示すべき事項等
各行為共通必要図書		付近見取図	1/2500 以上	方位、道路及び目標となる地物
行 為 別 必 要 図 書	(1) 土地の区画形質の変更	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設
		設計図	1/50 以上	変更内容がわかる平面図、横断図、構造図
	(2) 建築物の建築、工作物の建設	配置図	1/500 以上	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、法面の位置、土地の高低等
		2面以上の立面図	1/200 以上	縮尺、主要部材の材料の種別、仕上げ方法及び色彩等、壁面及び屋上の設備（配管等を含む）の位置
		各階平面図	1/200 以上	建築物である場合に限る。縮尺、方位、間取り、各室の用途等
		外構平面図（※）	1/200 以上	垣、柵の位置及び構造、生け垣の位置、緑化の内容、サインの位置等
		主要部2面以上の断面図	1/200 以上	
		各サイン構造図	1/100 以上	
		求積図	1/500 以上	敷地面積、建築面積、延べ面積、緑地面積、サイン面積
	(3) 建築物、工作物の用途の変更	配置図	1/500 以上	
		2面以上の立面図	1/200 以上	
		各階平面図	1/200 以上	建築物である場合に限る
		求積図	1/500 以上	変更部分の延べ面積
	(4) 建築物又は工作物の形態若しくは意匠の変更及びかき若しくは柵の構造の変更	配置図	1/500 以上	
2面以上の立面図		1/200 以上		
変更に関連する図面一式				

※ 外構平面図1枚にそれぞれを明示することによりわかりづらくなる場合は、目的別に図面を分けても結構です。

- ・変更の届出においては、変更に関連する図面一式が必要です。
- ・上記図書のほか、必要に応じて参考となる資料・図面が必要です。
- ・縮尺欄の「以上」とは、それぞれ記載の縮尺より詳しいものとする。
- ・建築物及び工作物の建設においては、必要に応じて色見本が必要です。
- ・届出を代理人（設計者等）が行う場合には、「委任状」が必要です。

8. 提出部数は正本・副本各一部です。

連絡先（本届出書に関する照会先）

住 所	電話番号：
氏 名	（担当者名）
[連絡先が設計事務所等の場合は、会社名及び担当者名を記入]	

地区計画の区域内における行為の変更届出書【副本】

平成 年 月 日

三 木 市 長 様

届出者 住所
氏名

印

都市計画法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初（前変更）の届出年月日 平成 年 月 日
- 2 当初（前変更）の通知番号 ひょうご情報公園都市第 1 工区地区計画第 号の 1
- 3 変更行為の場所 三木市志染町
- 4 変更行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 5 変更行為の完了予定日 平成 年 月 日
- 6 変更の内容

当初 内容	
----------	--

変更 内容	
----------	--

変 更 理 由	
------------------	--

備考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2. 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 届出建築物が2以上の場合、合計を記載し、建築物ごとの概要（建築面積、延べ面積、色彩等）を記載したものを添付してください。
4. 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分毎に記載してください。
5. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項を記載してください。
6. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは一の届出書によることができます。
7. この届出書には下記の関係図書を添付してください。

		図 面	縮 尺	明示すべき事項等
各行為共通必要図書		付近見取図	1/2500 以上	方位、道路及び目標となる地物
行 為 別 必 要 図 書	(1) 土地の区画形質の変更	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設
		設計図	1/50 以上	変更内容がわかる平面図、横断図、構造図
	(2) 建築物の建築、工作物の建設	配置図	1/500 以上	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、法面の位置、土地の高低等
		2面以上の立面図	1/200 以上	縮尺、主要部材の材料の種別、仕上げ方法及び色彩等、壁面及び屋上の設備（配管等を含む）の位置
		各階平面図	1/200 以上	建築物である場合に限る。縮尺、方位、間取り、各室の用途等
		外構平面図（※）	1/200 以上	垣、柵の位置及び構造、生け垣の位置、緑化の内容、サインの位置等
		主要部2面以上の断面図	1/200 以上	
		各サイン構造図	1/100 以上	
		求積図	1/500 以上	敷地面積、建築面積、延べ面積、緑地面積、サイン面積
	(3) 建築物、工作物の用途の変更	配置図	1/500 以上	
		2面以上の立面図	1/200 以上	
		各階平面図	1/200 以上	建築物である場合に限る
		求積図	1/500 以上	変更部分の延べ面積
	(4) 建築物又は工作物の形態若しくは意匠の変更及びかき若しくは柵の構造の変更	配置図	1/500 以上	
2面以上の立面図		1/200 以上		
変更に関連する図面一式				

※ 外構平面図1枚にそれぞれを明示することによりわかりづらくなる場合は、目的別に図面を分けても結構です。

- ・変更の届出においては、変更に関連する図面一式が必要です。
- ・上記図書のほか、必要に応じて参考となる資料・図面が必要です。
- ・縮尺欄の「以上」とは、それぞれ記載の縮尺より詳しいものとする。
- ・建築物及び工作物の建設・変更においては、必要に応じて色見本が必要です。
- ・届出を代理人（設計者等）が行う場合には、「委任状」が必要です。

8. 提出部数は正本・副本各一部です。

連絡先（本届出書に関する照会先）

住 所	電話番号：
氏 名	（担当者名）
[連絡先が設計事務所等の場合は、会社名及び担当者名を記入]	

委任状

受任者 住所

氏名

⑩

上記の者を（私の）代理人と定め次の行為を委任します。

都市計画法５８条の２第１項及び第２項の規定に定める地区計画区域内における行為の届出に関する一切の件。

平成 年 月 日

委任者 住所

氏名

⑩

ひょうご情報公園第1工区地区計画チェックシート

○地区の確認及び用途

新産業支援ゾーン

- 商業地域の用途か
- 禁止用途ではないか（自動車教習所・畜舎・倉庫業を営む倉庫・風俗営業）

新産業ゾーン

- 準工業地域の用途か
- 禁止用途ではないか（住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿・畜舎・風俗営業）
- 従業員居住住宅（工場等の敷地に隣接している）

（参考）建ぺい・容積率

<input type="checkbox"/> 敷地面積（	m ² ）		新産業支援ゾーン：新産業ゾーン
<input type="checkbox"/> 建築面積（	m ² ）	[<input type="checkbox"/> 建ぺい率（	≤ 80% : 60%)]
<input type="checkbox"/> 延べ面積（	m ² ）	[<input type="checkbox"/> 容積率（	≤ 400% : 200%)]

○壁面の後退の制限

図面に外壁からの距離の記載は？

- 道路Aとの距離5.0m以上（ m）
- その他道路との距離3.0以上（ m）
- 隣地、管理道、歩専道との距離2.0以上（ m）
- 屋外階段はあるか（柱がある はね出し型 一般）

○現状法面の変更

現状法面の変更あり

- 鉄止め擁壁の設置（構造図 横断図）
- 法面勾配の変更（横断図 構造図）
- （緩くする シガラ柵等の設置 場内通路設置 ペデストリアンデッキの設置）

○屋外広告物

構造の記載（建植利用 壁面利用）

- 面積の制限（総面積 m² ≤ 20 m²） 個数の制限（ 箇所 ≤ 3 箇所）
- 建植広告の高さの制限（ m ≤ 5m）

兵庫県屋外工区物条例の第1種禁止区域（山陽自動車道の路肩より200m）

○緑化に関する規定

緑地率（緑地面積 m² 緑地率 % ≥ 20%）

緑化（緑地のすべてが以下の①～③に当てはまっているか）

- ① 10 m²当りに高木が1本以上ある、10 m²を超える土地
- ② 20 m²当りに高木が1本以上と低木が20本以上ある、10 m²を超える土地
- ③ 低木又は地被植物で表面が被われている、10 m²を超える土地

○垣または柵の制限

生垣 フェンス（高さ ≤ 1.8m 透過率50%以上）

○車庫の出入り口

出入り口の箇所 2箇所以内 出入り口の幅 m ≤ 12m

道路A沿いに出入り口の新設は不可

○建築物の形態若しくは意匠の制限

壁面

- 周辺と調和した意匠 ダケ外等の露出がない（同色仕上げ）
- 低層部の意匠（長大で単調なものは不可） 屋外階段は建築物と調和

屋根、屋上

- すっきりとした意匠 屋上設備に対する措置（覆い 配置）

駐車場（景観に配慮）

<input type="checkbox"/> 壁面・屋根の色彩を図面に記載	審査基準	参考 マンセル値
<input type="checkbox"/> 色見本の添付	R（赤）：彩度6以下	例（1.6Y8.9/2.6）（色相 明度/彩度）
<input type="checkbox"/> （M値）	YR（橙）：彩度6以下	色相（赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄
<input type="checkbox"/> （M値）	Y（黄）：彩度4以下	赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫
<input type="checkbox"/> （M値）	その他：彩度2以下	RP）N（無彩色）
<input type="checkbox"/> （M値）	・明度は規定なし	